

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会	1 月 22 日	開 会
	1 月 22 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 1 月 22 日（木曜日）

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第1回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成27年1月22日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	芳 賀 俊 幸
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	三 浦 勝 美

議事日程 第1号

平成27年1月22日（木曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第2号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 7 議案第3号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 8 議案第4号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

27年になりまして、第1回目の臨時会でございます。どうぞよろしく申し上げます。

また、ことしは震災から4年目を迎えることとなります。1日も早い復興が望まれるところでございまして、皆さんにはそれぞれの立場から復興が加速いたしますようにご尽力くださいますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、13番後藤清喜君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

本日の議会は、平成27年第1回目の議会でありますので、私から本町の町政運営に関する所信の一端を申し上げさせていただきたいと存じます。

本年は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から5年目を迎えると同時に、平成17年10月1日に南三陸町が誕生し、合併10周年の節目の年でもあり、改めて身が引き締まる思いがするとともに、復興をなし遂げるという決意を新たにいたしているところであります。

さて、去年は、本町の災害公営住宅整備事業として第1号となる町営名足復興住宅及び入谷復興住宅が完成をいたしました。今月には柘沢地区に20戸が完成予定であり、今後も伊里前地区に60戸、戸倉地区に80戸と順次進めてまいる予定であります。

また浜々の防集団地の造成工事もおおむね予定どおりに進んでおり、昨年度末までに完成した6団地41区画を加え、この3月末までには20団地240区画の完成を見込んでおります。

教育、医療の分野においては、戸倉小学校新築工事が本年8月末の竣工を予定しており、2学期からの開校を目指しております。また、仮称であります、町立南三陸病院及び総合ケアセンターにつきましては、10月の完成を目指して建設工事を進めているところであります。

志津川市街地の早期整備エリアである商店街、水産加工ゾーンについては、今秋には基盤整備が終了する予定であり、三陸沿岸道路、仮称であります、志津川インターチェンジの開通とあわせて、町のにぎわい創出に向けた整備が着々と進むものと考えております。

先般、復興庁から復興交付金第10次申請に係る配分額が通知され、本町の申請内容は全て認められました。今回は特に懸案であった震災復興記念公園の調査設計費のほか、ネイチャーセンターの実設計費などが認められましたので、今後これらの施設の整備に向け大きく動き出すこととなります。

伊里前地区低地部の基盤整備については、復興交付金事業にかさ上げをするための具体的なメニューがなく、最後に残された重点課題の1つでありました。今回、町が事業費の一部を負担する意思を決定したことで、復興交付金事業による整地工事など、基盤整備を実施できるめどがつかまりましたので、まずは今月から盛り土の支障となるがれき撤去を行うとともに、三陸道の整備により発生する残土を有効活用し、伊里前地区の復興まちづくりの一層の加速

化を進めてまいります。

震災から3年10カ月が経過し、国にあっては昨年末の解散総選挙によって自由民主党と公明党が衆議院で安定多数を占め、強い政権基盤を得て第3次安倍内閣が発足しました。復興の加速化を進める当町といたしましては、平成27年度までとしている集中復興期間の延長の要請とあわせ、政権が掲げる地方創生による少子高齢化に的確に対応し、個性豊かで魅力ある地域、子育てに希望を持てる社会、地域の特性を生かした就業機会の創出等に対する施策を実現させ、創造的復興に向けた発展期の継続的な事業展開を進めていく所存であります。

今後におきましても、復興に向けて取り組むべき多くの課題に対し、全力を傾注してまいり覚悟でありますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、平成26年第12回定例会以降の行政活動の主なものとして、神割崎キャンプ場及び神割崎観光プラザ指定管理者の取り消しについてご報告をいたします。

昨年10月1日に、現在の指定管理者である神割観光物産振興組合から組合員の健康上の理由により団体の継続的な運営が難しいため、指定管理者の取り消しに係る協議の申出書が提出されました。その後、指定管理者と協議を重ねてまいりましたが、指定管理の継続は困難であると判断するに至り、本年1月14日に南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会を開催し、指定の取り消しと今後の手続について審議を行いました。

その結果、現在の指定管理者につきましては、本年3月31日をもって指定を取り消すことといたし、今後については新たな指定管理者による施設の運営を目指し、公募による事業者の募集を行う予定であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時11分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回のこの工事関係、その1、その2合わせますと11、12ぐらいあるんですか。その1については、10カ所といいますか、10の事業の工事が、入札がなされておるわけです。その10カ所の中で7カ所ぐらいですか、水道関係の工事の発注ということであり

ます。その中でまずは全体で7カ所の工事の発注の入札なのですが、全体でこの町の水道関係の全体の工事の予定、大体これを発注することによって何割ぐらい、南三陸の全体の工事の量から見て何割ぐらい進捗するのかわかる、その辺のところ。金額で幾らぐらいの金額があるのか、その計画金額ありますよね、総体的な。これを発注し終わって、残りの割合といえますか、割合、金額含めて幾らぐらいまだ未発注になっているのか、その辺のところ。

○14番（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 今回ご報告申し上げたものを含めて現在までですと、金額ベースで言いますと、約17億ぐらいの予算執行となつてございます。予算が20億の予算で、17億現年度でこれを含めて執行ということになつてございます。

それで、全体の計画から現在までにどれぐらい進捗しているのかというご質問ですけれども、全体計画で言いますと、金額ベースで144億でございます。その中で今年度予算申請しましたのは、補正を合わせて先ほど申し上げたように20億でございます、そのうち17億現在執行済みです。もう少し、あと2件ほど、あした入札執行するやつあるんですけれども、それを合わせても17億ちょっとぐらいということで、144分の17億ということで進捗しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 総体の予算、計画が144億、その中で20億足らずしか執行していないというような状況でありまして、残りの事業を終わるにはかなりほど遠いのかなという感じがするわけです。いつになったらこの水道関係が順調に供給されるのかなということからの質問なんですけれども、そこで副町長、この入札を見ますと、指名競争入札、非常にこまい金額でやられているわけですよ、1億円未満の2,000万だ、1,000万だということで。どうなんですか、これは大きく漁港の工事と同じように、大きく工事をまとめて発注できないものかどうか。このように区切って細かく細かくやっていると、果たして全てが終わるまで何十年とかかるのかなという見通しも立つんですよ。144億のうちの20億しか執行していないんですから。その辺の考え方、入札のあり方、あるいは工事の発注の仕方、こういったものも検討する余地があるのではないかなという感じするんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） これまでも震災復興の各種工事について議員からもいろいろご発言をいただいてございまして、確におっしゃるようなものによってはロットを大きくしてやることによって受注しやすい環境が担保できるというものもございまして、逆に工事の状況に

よっては細切れにしながらやったほうがと。いずれにしても、受注をしていただいて、こういう時期でございますから、受注をしていただいて、速やかに復旧工事をしてもらうというのが主であるといえますか、最大の目的でございますが、水道工事は全体の必要な計画量に対して、今進捗状況を説明ございましたけれども、確かに他の工事業から比べますと進捗度合いは低いということはそのとおりでございますけれども、御存じのように水道は基盤整備ができませんと先行して水道の本管布設をやるというわけにはいきませんので、基盤ができて防集であったり、あるいは市街地の造成工事であったり、そういった基盤ができて初めて水道管が布設できる。そのかわり災害復旧ということで、災害査定を受けてございますけれども、そしてできて初めてこの部分については保留解除という手続をとって、その現場の状況に合わせてここは保留解除という手続をとりながら認定をもらって工事に出すというやり方でございますので、どうしても現場の状況に応じて細切れになる部分も出てくるだろうし、あるいはこれから大きい市街地の一段の土地としての水道工事になりますと、場合によりますとロットを大きくして全体という形でやったほうが工事上、効率がいいというものもあるのかなと思うわけでございまして、その辺は具体の分については水道事業所でどうすれば効率的な工事執行ができるのかということも検討していただきながら、委員会の中でも議論させていただいて、受注ができて、そして速やかに工事ができるようないろんな工夫はこれからも続けてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第1号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した南三陸町地方卸売市場の建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 議案第1号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料7ページをごらんください。

お諮りいたします契約工事名は、南三陸町地方卸売市場建設工事であります。

工事の概要でございますが、延床面積6,435平方メートルです。

12ページ、13ページをご参照いただきたいと思います。施設の完成イメージのパスでございます。施設の特徴は時代対応といたしまして、高度衛生管理型施設として整備されるものでございます。外壁で全て囲み、野鳥などが入りにくい構造ということでございます。

さらに、全体の平面図は9ページをご参照いただきたいと思います。

市場本体となる荷さばき場に加えまして、右下の製氷機械室棟と、左上の排水機械室棟で構成されてございます。左側の出入り口ですが、カードキーで車両管理が行われます。荷さばき棟の中には靴を履いて消毒すれば人は入れますが、これまでのようにトラックなどの運搬車が入るといえることはできません。

10ページで利用のイメージをご説明させていただきたいと思います。

上のほうに船が並んでございますが、ここから水揚げされた魚を屋根のついた屋根下で選別機で分別いたします。そこから屋外用のフォークリフトで建物の内側といたしますか、壁際まで運びます。そこで今度は屋内用のフォークリフトが中からすくって中央の競り場に運び、そこで競りを行い、それが終わりますと、今度はその屋内用フォークリフトで出荷エリアに運びます。今度は屋外用のフォークリフトがそこからすくってトラックに積みかえるという流れになります。したがって、屋外からの汚れが中に入らないような形での運営方法をとることができます。

11ページは2階の図でございますが、ご参照いただければと思います。

7ページに戻っていただきたいと思います。

入札参加の事業者は、失礼しました。契約相手の事業者につきましては鴻池組・志津川建設特定建設工事共同企業体でございます。

入札の状況につきましては記載のとおりでございます。

工期は平成28年3月18日までの債務負担行為とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質問したくなかったんですけども、この件に関しましてはね。まずは、入札回数2回で落札になったということでありまして、この落札率は何パーセントになるのか。

それから、入札参加者は1社、共同企業体ということで1社であります。なぜ1者だったのかなど、その辺、これは担当課長ではわからないと思いますので副町長の答弁ですね。

1つは、制限つきという一般競争入札、この制限つきの制限なんです。これは県外の住所という形なんです。制限というのは。まさかおたくの執行部からあなたと、あなたと、あなただよということの制限じゃないでしょうね。あくまでも住所、県内に住所を置く本社、支店、営業所という形になると思うんですがね。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、落札率は99.9%でございます。

3点目の入札参加資格でございますが、議員お認めのとおり宮城県内に本社、支店、営業所を有する事業所という形でございます。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） なぜ1社なのか。私にもわかりません。ご案内のように近年議会の議決に付すべき工事請負契約ならず、指名競争入札は全く別でございますけれども、制限つきの一般競争入札に付してまいりました工事、ご承知のようにほとんどオールジャパンという形で入札に付してまいりまして、残念ながら1社及び2社、せいぜい3社ぐらいの参加申し込みがないというのが現状でございます。そこは議会でこれまでもいろいろ議決に付した議案等でもご承知いただいていると思いますけれども、なぜなのかなということを考えるわけですけれども、当然皆さんからなぜなんです、どうして参加しないんですかと聞くべき立場でもございませぬし、聞くすべもないわけですけれども、これは私なりに考えてみますと、今こういう状況の中で大変受注側としても受注高が多くなっていると。しかし、一方でよく業者の方々、お話があるようですけれども、受注高はふえているんだけど、利益率が上がってないというお話もよくお小言みたいな話があるようでございまして、これは資材

の高騰とか人件費の高騰などがそういう形であるんだろうなということで、業界側にとっても受注がふえたことによって必ずしも業績につながっていないというお話も時折耳にいたします。

当町、これまで今回と同じような規模の大きい工事、ステージに上げて皆さんに参加いただくように呼びかけてございますけれども、さっき話したように1社及び2社。それぞれ各社それぞれ差の体制といいますか、そういったものを、それから今の受注環境とか、そういったものが各社がそれぞれ調整をしながら受注調整が各社ごとにあるのかなということが考えられるわけでございます、その結果として1社及び2社ぐらいしか参加をしないと。今回は1社のみの参加でございますけれども、制限つきでございますから、当然一定の競争力は働いているということでございますので、結果として今回再入札、2回での落札でございますけれども、いずれも受注をさせていただいているということでございますので、工事が予定どおり進められるというような結果で、大変それは結構だなと思ってございますけれども。

戻りますけれども、なぜ1社なのか。なぜ参加が少ないのかについては、そこは詳しくは承知しておりません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この震災のために業者の方々、仕事がたくさんあるといいますか、回りたてないというか、なかなか参加業者も少ないんだというようなお話でもありますけれども、震災前であれば、多くの方が参加していただけたでしょうし、そしてまた、入札方法も変わっていたでしょうし、また世間の目というものも厳しく追及されただろうと、そんな思いがいましております。

どさくさというか、言葉が悪いんですが、震災後で忙しいから何でもいいんだということではなく、やはり公正な執行としてどなたに言われても文句がないというか、世間で問題視されるようなことだけはやるべきではないと思いますし、これからもまたそうしていただかなければならないのかなということで、この程度で終わらせてもらいます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今、前者お話ありましたけれども、今巷間言われています業者が東京オリンピックのために浮足立っていると。向こうのほうは利益率がいいので向こうのほうに行きたいと言っているという状況も聞きますけれども、そのような状況があるのか。

それと、建設業界、この震災で大分潤っているというお話もありますけれども、下請けの業

者の従業員の給料がそれほど上がっていないということを聞きますけれども、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 東京オリンピックとの関係でございますけれども、正直懸念はしております。昨年、おとしです、年明けましたから、ここ1、2年の動向を見ますと、本町では幸い不調という部分についてはたまにありますけれども、ほとんど主要な部分については落札をしていただいて受注をしていただいているということで感謝しているところがございますけれども、県内、あるいは被災各市、町の状況を見ますと、大変そういう不調、落札率が悪いというような部分もございますけれども、それが東京オリンピックとどのように関連するのかということでございますけれども、全くないということではないようだも聞いてございます。特に大手ゼネコンさんなんかの動向なんかちょっといろいろお伺いしますと、確かに一部シフトをしつつあるという話は聞いてございますし、ただ東京のオリンピック関連工事が具体的に動いてきているということにもなっていないということでございますので、逆に言えば、この先具体的にオリンピック開催に向けていろんな工事関連が動き出すと、これはまともに被災地に影響が出てくるだろうということは懸念されますけれども、現時点でシフトしつつあるというお話が一部、確かに業者はそれは民の分であれ、公の分であれ動いている部分もあるように聞いてございますので、そういった部分についてはシフトしつつあるということは聞いてございますけれども、すぐさまそのことが影響が出ているということではないのかなと思います。

それから、下請事業者の関係は直接課長のほうが、もしかするとその辺の動向は把握をしているかもしれません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 下請けでございます。個別に業者の方からお聞きするわけにもちょっといかない部分でございますけれども、一般的なことを申せば、どちらかというと労働者につきましては売り手市場という部分がございます。より条件のいいところに労働者が移動するという傾向にあるようでございますので、その業者によって極端に賃金が違うということはないんだろうと考えております。

一般的に下請をする場合は、勝手に元請業者が下請契約をするわけではなくて、発注者側からの承認を必要としております。それには下請金額、それから契約書を添付させて、内容等に特に問題がなければ承認をしているという状況でございますので、一定のそこでチェック

はしているような状況でございます。

ただ、問題といたしましては、入り口論はそうなんです、実際にその金額が支払時期がどうなのか。それから、確実にお支払いをしているのかということにつきましては、残念ながら現在のところ確認はできていないという状況でとらざるでございますので、今後その工事の検査のあり方も含めてその辺は検討していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、下請の人たちの給料をチェックする仕組みはあるんでしょうか。その点だけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） チェックをするとすると、賃金台帳の提出を求めるということになるかと思えます。先ほど申し上げましたが、下請け業者の保護ということで、入り口では確かに町ではチェックはしていますが、町といいますか、発注者側としてのチェックは行っていますが、実際その契約上の金額が支払われているかどうか。それから、工事の変更があった場合、それが下請け金額に反映されているかということについてはまだ検査の中ではチェックはできていないということでございますので、今後につきましては、その辺も含めた形で、全てやれないまでも抽出した形でのチェックが必要だと考えています。

その賃金台帳の提出が求められるかどうか、ちょっとこれは調べてみないとなかなかわからない点もございまして、そこは調査しながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の質疑を続行します。7番高橋兼次君

○7番（高橋兼次君） この市場建設についてですが、高度衛生型システムというようなことで、従来の市場よりは相当グレードアップした優秀な市場になるわけでありましたが、こういう形の市場については各地で震災前から導入しているようでありましたが、20億からの予算でもって建設するというので、やはりそれだけのものをかけて開設するからには、結果が求められるのかなと、そう思うんですが、今後開設する側、そして運営していく側、双方分担することになるんだと思いますが、その中で運営する側にだけ、何ていいますか、任せると

いいですか、そういうことでなく、やはり結果を求められる以上は、開設する側も深く関与して、将来いい結果を残さなければならないのかなと思うわけです。

そこで、今後のそういういい結果を出すための町としての方策とといいますか、考え方といますか、その辺あたりはどのように考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 非常に大事な部分だとは考えておりまして、付加価値の高い生産物としてどう買っていただくか、売っていくかということなんだろうとは思っております。衛生的なそういう水産物の商品化というのは、ある意味時代の流れとして、当然のものとして取り扱われていく時代が来ているのかなと。衛生的なものであるということはず大前提なんだろうと思っております。

そこから先の部分は、生産者と組合と町、一緒になって考えていかなければならないと考えているんですが、例えばカキであれば1つ1つの粒をそろえたものであったり、大きさもニーズに合わせるとか、鮭であれば血抜きをしたものを鮮度を保って消費地に送ってやる。今回のそのための海水を使った製氷器スラリーという機械も入れるんですが、いかに鮮度をしっかりしたものとして産地に送ってやるかなど、一連の生産から流通、販売までを一体となって取り組んでいって、そのよさをしっかり伝えていくという部分の取り組み、こういったことを組合とこれから一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 詳細とといいますか、詳細は後で時間をつくって、までにといか聞きたいなとは思っているんですが、今全体的な考え方として町長に聞いたかったんだけどね、町長はどう思っているかね。なにしなかったのが悪いんですけども。

いずれにしても、新たなとといいますか、画期的な部分でありますので、売る方と買う方がやはり意気盛んにやりとりが行われないと、やはり付加価値というのは出てこないのかなと思うんですよ。そういう部分について、これからどのような取り組みをしていくのか。そして、やはりそれを旺盛にするための努力をしていただきたいなと思うんですけども、その辺あたり町長どうですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件につきましては、多分高橋議員も徳とご承知だと思いますが、原型復旧ということではずっと言われてまいりまして、我々としてこだわったのは、高度衛生管理型、この魚市場でなければ未来永劫にわたって使うことができないということでしたので、

おかげさまでこのような形の中でできるということについては大変喜ばしいことだと思っておりますし、やはり一番大事なのは、消費者の皆さんにどうやって信頼をいただくかということが非常に重要な問題だろうと思います。したがって、開設した我々だけではなくて、組合、それから漁業者、それから仲買人、皆さん4者一体になってこの取り組みをしていかないと、まさに絵に描いた餅になると思いますので、これ連携を密にしながら今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負変更契約の締結について

日程第7 議案第3号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第2号工事請負変更契約の締結について、日程第7、議案第3号工事請負変更契約の締結について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） あのね、局長ね、提案理由まで読み上げてください。提案理由。議案で

すから。これだめです。議案書ですからね。提案理由読み上げないで。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第2号及び第3号の議案、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本2案は、南三陸町役場、歌津総合支所など6施設に整備する太陽光発電設備及び蓄電池設置工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要性が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、関連がございます議案第2号及び議案第3号の細部説明をさせていただきます。

先ほど町長からも説明ございましたとおり、いずれも太陽光発電設備等に関します工事請負契約の変更を行うものでございます。

まず、議案第2号関連でございますけれども、これは南三陸町役場ほか太陽光発電設備、蓄電池設置工事でございます。工事の場所といたしましては町役場庁舎とベイサイドアリーナの2か所になります。

変更後の契約額といたしましては、7,363万5,480円でございます。73万5,480円の増額となっております。

参考資料15ページに仮契約の写しが載っております。

それから、議案第3号関連でございますが、こちらは歌津総合支所ほか3施設太陽光発電設備及び蓄電池設置工事でございます。

場所といたしましては、歌津総合支所、それから平成の森、歌津中学校及び名足保育園の4カ所となっております。

契約後の変更額は8,749万5,120円でございます。変更後の増額といたしましては、109万5,120円の増額となっております。

参考資料の16ページに仮の契約の写しがございます。

主な契約内容でございますけれども、主に3点ございます。

1つ目は、町役場庁舎、それからベイサイドアリーナ、歌津中学校につきましては、高圧の受電設備となっております。今回の施設につきましては、ほぼ余剰電力の発生がほとんどないと思われることから、そういった規模となっておりますことから、仮に余剰電力が発生した場合にでもその電力による電圧や周波数が電力会社の配電の線路に影響を与えないようにするために、生じた電力を電力会社へ戻さないような連携システムとするための機器を設置するというところでございます。

2つ目が平成の森、歌津中学校、それから名足保育園につきましては、太陽光で発電いたしました電力を自分のところで消費するというようにするための機器を変更に追加するというところでございます。

3つ目が全施設につきまして、テレビ用のブースターの電源を太陽光発電より供給できるように配線を変更してコンセントを追加するというものでございます。

以上、細部説明をさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

庁舎アリーナで発電したものは、東北電力には戻さないということですよ。あと、東北電力の線とつながってはいるんですけども、戻さないような設備をつくと。

それと、前にも聞きましたけれども、これは売電をしないということですよ。わかりました。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの説明でテレビのブースターを追加ということなんですけれども、当初のときでそれは見込みがなくて、今度初めて追加ということによろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策委課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回で改めて検討しまして追加することになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 当初でそれは必要なかったのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策委課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 当初には含めていなかったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） テレビというのはどこにでもあるものなので、やはりこういうことは当初からとるべきではなかったかと思われまますので、今後こういうことのないようにお願いします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 前者の質問と同じような内容になるかなと思うんですけども、変更すると。変更の理由があつて、当然金額が動くと思うんですけども、なぜそれが動いたのかというさらにもう1個の理由というんですか、明確に見えてこないなと思うんです。

質問の中にもありましたが、売電目的ではなくて、庁舎の中とか司書の中で使うんだということ当初からこちら側にもご説明あったようにも記憶しているんです。それが当初の設計と何の不具合が生じて、今改めての変更契約になるのかというところが、設計段階でそれを念頭に置かなかつた理由、もしくはその後に制度が変わつたとか、新しい機器が出たとか何らかの理由があると思うんですよね。それのご説明がちょっと見えないので、まとめて逆流防止機能の追加であるとか、自分たちのところで使うようにできるんだとかいう機能の追加にしろ、テレビのブースターはコンセント追加ということですから、テレビ用の電源は太陽光発電はかませないという当初の設計だと思うんですけども、それを回路を追加してコンセントにテレビ用の普通の電源のコンセントを追加するというそこに至つた経緯というんですかね。細かい話なんですけれども、3回質問してそこまでたどり着かないのがよくわからないので、まとめてご説明いただきたいと思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 環境対策委課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 売電しないというようなことになつたわけですけども、実は高圧電圧を受ける施設などでは、実際には多少ですね、余剰の電力は生じるんですけども、大体実際売つたとしても月に数千円程度になります。それで電力会社に売電する場合には、売電するためのメーターをつけなければいけないんですけども、そのメーターとそれをつけるための工事を行いますと、大体150万円ほどかかるということで、しかも10年程度たちますと更新しなければいけないというようなことがわかつてまいりましたので、そういったこ

とが工事している中で判明いたしましたので、売電はメリットがないということがございまして、今回変更の契約をさせていただくということになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） ブースターとかの変更はどういった理由で、なぜ。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで太陽光発電の電力を使う部署といいますか、区域をある程度限定した形で設定をしていたと図面を見ますとなっております。例えば、部屋が5つあれば、今回ブースター等をふやすのは非常時の避難場所ということになっていきますので、例えば事務室であったり、そういうところを最初に確保したいということで計画したようでございます。

それで、全体業者との契約後、業者と再度調整した結果、どうもそこだけでは余剰の電力が発生する時期があると。太陽光でございますので発電量は一定ではございませんので、予定を上回る場合もあれば、下回る場合もあると。下回る場合は電力さんの電気を供給受ければいいんですが、上回った場合、やはり同じように売電ができないということを考えれば、その部分は電力さんから供給を受けないで自前の電気で作れるだろうと。そのリレーといいますか、その器械を追加しながらコンセントをふやしたということで追加になったと。

なかなかこの部分につきましては専門職がいて設計をしているわけではなくて、町の職員で直営で設計をしているということでございますので、なかなかそういうこまい点まで気づかない点多々ございました。それで、業者と契約しながらたまたま今回建設課に電気の専門職がおりおましたので、そこで全部見直しをかけた結果、ある程度余剰も出るし、不足も出ると。それに柔軟に対応するには機器の使が必要だという結果になったために、今回改めて変更契約をして整備をするということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○1番（後藤伸太郎君） そこまで聞いて次の質問ができるのかなと思うので、よろしくお願ひしたいなと思います。

売電のメーターつけるほうが要は当初の計画どおり進めるほうが予算が余計にかかってしまうと。それであれば、計画を見直して新たな軌道にするということになるので、増額がこの程度で抑えられるという認識でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策委課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 建設課長からもお話ございましたけれども、そういった中身と加えまして、売電するほうがお金が非常にかかってしまうということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第4号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第4号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、歌津中学校施設整備及び橋梁災害復旧工事など、緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

町長の提案理由で申し上げましたとおり、年度末になりましての補正予算ということでございますが、緊急性がある事業内容ということで今補正を計上いたしました次第であります。

まず、4ページの債務負担行為補正第2表をごらんください。

今回3つの事項ということで事業を追加してございます。

まず、橋梁災害復旧事業委託業務でございます。これは、八幡川の中橋の災害復旧工事、これの下部工に係る委託業務でございます。本来であれば、工事関係でございますけれども、下部工に係る部分につきましては、今後URに発注委託する予定ということでございまして、委託業務としてございます。本年度は契約のみという形になりますので、実経費につきましては27年度の予算計上となろうかと思えます。下部工の全体事業費が2億5,000万。また、今後上部工に入る場合は、工事請負契約という形になりますけれども、上部工も2億5,000万の予定ということで、橋の全体事業費を5億と見てございます。

次の橋梁デザイン選定委託業務でございます。これは、八幡川の最下流の港橋、この災害復旧に当たりましては、デザイン選定、いわゆるコンペティションによって業務を選択したいということもございまして、その経費を債務負担行為として設定いたしました。全体事業費は1,130万を見越してございます。40%相当は現予算に計上いたしてございます。

最後、まちなか再生計画策定事業でございます。これは、まちなか再生計画の策定に当たりまして、商業コンサル調査、それと建設デザインの基本設計業務を行う内容でございます。志津川市内地と伊里前の市街地、どちらも予定してございます。全体の事業費は2,800万ということで、債務負担行為額は次年度2,440万、想定してございます。

なお、このまちなか再生計画の概要につきましては、私の説明の後、企画課長から補足説明を行います。

次は執行予算の説明に入ります。8ページ、9ページをごらんください。

最初に歳出の部分から説明申し上げます。

まず、3款の民生費の2項児童福祉費で、今回の19節の負担金補助及び交付金で86万円。説明欄に認可外保育施設認可化移行総合支援事業費補助金でございます。これは、現在入谷東幼稚園、これが来年の4月から認定こども園へ地方裁量型へ移行する予定ということで、今後施設改修等が入ってまいりますけれども、その施設改修に向けて事前の調査等を行わなければならないということで、この補助金を交付して東幼稚園側で調査する内容でございます。

次に、9款の3項の中学校費の学校管理費で工事請負費400万円。学校施設整備工事でございます。現在、名足小学校に通っている生徒1名、6年生ですけれども、肢体不自由児ということで、4月から歌津中学校に上がるに至りまして、学校のバリアフリー工事をしなければいけないと。具体的にはスロープの設置、階段の手すり、あと多目的トイレの設置、これ

を3月までに行わなければいけないということで今回400万円計上させていただきました。

10款の災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、委託料1,150万計上してございます。橋梁災害復旧工事設計委託料と橋梁デザイン選定業務委託料です。下段の橋梁デザイン選定業務に係りましては債務負担行為で説明した内容の40%相当を今回計上してございます。約450万円になります。上段の橋梁災害復旧工事につきましては、災害復旧工事の債務負担でご説明した内容とはちょっと別枠でございまして、中橋の右岸側の橋梁下部工、その周囲の地盤改良につきまして、宮城県の調整の結果、当町が行わなければいけないということで、今回約700万円になりますけれども、これは委託料として計上してございます。

10ページごらんください。

12款復興費の地域復興費でございます。13節委託料360万円。まちなか再生建築デザイン設計業務委託料、債務負担行為で説明した内容ですけれども、この後企画課長から詳細は説明いたします。

申しわけございませんが、8ページの歳入の欄にお戻りください。

国庫支出金と14款の県支出金、いずれも民生費補助金で保育緊急事業確保補助金。国庫で43万円、県費で21万5,000円計上してございますが、先ほど歳出で説明いたしました入谷東幼稚園の認可外保育施設の移行事業補助金ということで、国庫分が2分の1、県分が4分の1の補助金でございます。

17款の繰入金、基金繰入から震災復興基金、それと地域復興基金から基金の繰り入れを行ってございます。震災復興基金の繰り入れにつきましては、これは港町の橋梁デザインの選定に係る分の財源として繰り入れしました450万円。下段の地域復興基金繰入金は、まちなか再生建築デザイン設計分の財源として繰り入れてございます。

私からの説明は以上でございます。続いて、企画課長から説明をいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、私からまちなか再生計画の概要について説明させていただきますので、議案参考資料19ページをまずお開きをいただきたいと思います。

記載のとおり、ここに目的でございますけれども、まちなか再生につきましては、これまで機会あるごとに用語を使ってまいりまして、議員の皆様も御存じかと思いますが、まずは本設商店街の整備に向けて、町と商工会が連携をして現在検討を進めてまいりますということが書いてございます。整備のためには津波補助金を充て込んでいるということでございます。

が、この津波補助金を使うためには、どうしてもまちなか再生計画をまず国から認可をいただかなければいけないという状況でございます。スケジュールとしては、ことし6月ごろに何としても認可をとりたいということで鋭意頑張っております。

2つ目の内容につきましては、次のページのカラー刷りの資料と合わせて説明をさせていただきますので、20ページをお開きください。

これはスケジュール的な資料なんですけれども、先ほど申しあげましたようにことしの6月をめどにまずまちなか再生の計画をとりつけたいと。左側の緑で囲んだところがまちなか再生計画の内容になりまして、ここは基本的には町が責任を持ってつくらなければならぬという部分なんですけれども、そのまちなか再生計画の編制メニューは非常に膨大でございまして、なかなか町だけの力では到底つくり上げることは難しいということで、一部商工会にも応援をさせていただこうということで、町が基本計画、設計、工事関係、それから商工会さんではテナント、資金計画、維持管理、誘客イベントなどの部分を担ってもらおうということで計画をまずとって、そして右側後半ですね、右側ブルーのところになっておりますが、まちなか再生計画が認定をされた後に今度は津波補助金を使っていよいよもって工事、事業を行うというようなのがこちらのブルーのところになりまして、具体的にはまちづくり会社がちょうどこのあたりをめどに設立を目標に今さまざま調査研究、準備をしておりますので、まちづくり会社が事業の実施主体となって商業施設をつくり上げていくというフローチャートになっております。

今回このような大急ぎでの理由なんですけれども、まちなか再生計画というのは、岩手でこの間ある町が、それから宮城でもこの間ある町がとったんですけれども、今までは事前協議という形をとりながら復興庁と何十回もやってきたんだそうです。例えばテナントの配置計画についてどうでしょうということで何度もやりとりをしながら、結果として1年から1年半ぐらいかかってきたと。国からは細切れに協議をするのではなくて、最後の完成に近い形に仕上げた熟度の高いものにつくり上げた形で持って来いというような指示がございました。結局、国のほうもラスト1年ということで、何度も何度も協議を繰り返し、その時間がもったいないということで、ある程度町側に時間的猶予をいただきまして、しっかりと限られた期限の中で商業施設の整備にこぎつけたいという内容でございます。

改めまして、この計画をとることによって、市街地、これは志津川と歌津でございますけれども、商店をつくるという、そのスタートを切るための計画づくりが始まるというようなことでございますので、よろしくご決定をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 最後にご説明いただいたまちなか再生計画のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、補正予算の審議ですので内容を詳しくというのは余りふさわしくないのかもわかりませんが、町民の皆さんが気になっていることは、伊里前と志津川の商店街といったところを整備していかなければいけないときに、このまちなか再生計画を国に認可いただくと、要は民間の業者さん、事業主さんたちが助かるのか助からないのかと。そのために自分たちで何をすればいいのかということが非常に気になっているんだろうと思いますので、これを今回策定、まちなか再生建築デザイン設計業務を委託することで民間の事業主さんにどういった好影響があるのかということをもう少しご説明いただきたいなと思います。お金の問題だけなのか、仕組みの問題も含めてなのかということですね。

それから、参考資料の中でまちづくり会社という表現が出てくるんですけども、これは依然ご説明いただいた第3セクターのまちづくり会社と捉えていいのかどうか。2点お答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 商業施設を整備するということになりますと、資金だけではなくて、当面10年、あるいは20年の継続的な商業活動をしなければならないという国の指導がございます。今回、まちなか再生計画をとり、そして津波復興補助金を使って商業施設を再開するという事になれば、まず本来であれば、商業者個人個人が書類をつくったり、あるいは金融機関に相談したりというような手間暇をかけて個人個人の商業形成がなされていくんですけども、これがまちづくり会社1本でやれるということで、大幅なスピードアップが図られますので、その中に収支の計画、あるいはイベントの計画、それから公共交通がどのような形になるのかとか、それから高台の移転の人たちの結びつきがこの商業施設とどのようにかかわっていくのかということも含めて、相当幅広い事業計画が会社で全部つくっていただけるというようなことですので、商業者にとってはメリットといえばそういう部分を全部お任せしながら、自分の開店立地に向けた準備に専念できるということが大きなメリットではないかと思っております。

それから、まち会社の関係でございますけれども、6月ごろめどにということで、現在商工

会のまちづくり会社を先行的に進んでいるんですけれども、当然昨年町長が申しあげました
グランドデザインを具現化するためのまちづくり会社についても継続してということで、そ
こも含めて現在最終的にどうある、どういう形がいいのかということで、近日中に商業関係
者と打ち合わせをしながら、まちづくり会社の創生について煮詰めていきたいとこのように
思っております。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。ほかに質疑の方はいますか。暫時、昼食の
ための休憩をします。再開は1時10分といたします。

午後12時00分 休憩

午後13時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の質疑を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まちなか再生計画のことについてですけれども、内容の細かいところ
はあれなんですけれども、補助金の受け皿というか、補助金をいただいて町のにぎわいを取り
戻していくんだという言葉の響きから、事業を実際にやっている商店主の方とか事業主の
方に直接補助金というのが、例えば運転資金みたいな形で渡るようなイメージがあるので、
そういうものではなくて、外側のさらに大きな仕組みをつくるための補助金をいただくため
の計画をこれから練っていくんだということであっているのかどうかですね。それ確認と。

あとまちづくり会社をつくっていったって、当然なんですけれども、南三陸町全域をカバーする
形で考えていくんだらうなと思うんです。今回のまちなか再生計画に関しては伊里前の商店
街の部分と志津川の新しくできる市街地の商店街の部分ということが中心なだらうと思ひ
ます。当然入谷地区であるとか、戸倉地区であるとか町内ほかの地域にもにぎわいというの
はつくっていかねばいけぬ。その辺、今回の事業と関係あるのかどうかということも
わからない部分もあるんですが、例えば考え方の1つとして、1つ大きい組織をつくって、
それで全町一括で見るといふ考え方と。もしくは地域地域で別々の、組織として別でな
くても、地域に即した団体であるとか、人々の集まりをつくっていったって、それを統括するよ
うなところが1つあるという分割して考えていくという方法もあるのかなと思うんです。今、
町の中でどのようにお考えなのか。全町で一括で誰か1人なりトップを決めて、その人の推
進力で進めていこうというお考えか、地域それぞれの地区から上がってくる声を拾い上げて
集めていくというようなどちらの手法、どちらもと言ひ切れる部分でもないのかもわかりま

せんが、どちらでお考えなのか聞いて終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目の部分については、基本的には議員がお考えのとおりということでご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目、3点目の部分のまちづくり会社の対象エリアということで、大きな会社1つという形にするのか、あるいは地域ごとにちょっと分けて地域の意見を吸い上げながらやっていくのかというようなことなんです。正直まだ今そこまで検討が段階として及んではないんですけれども、感覚的にはやはり大きな1本の輪で、そして各地域の課題を吸い上げながらという方向なんだろうなと。そもそも受け皿としてのまちづくり会社をつくるという大きな目的は町の復興ということで、その下にランドデザインの具現化とか、商店街の形成だとかということで、町の全域をカバーするということが主たる目的となります。

そして、市街地が徐々にできていく中で、ソフト事業の展開をそのまちづくり会社が担っていったりなど、そういう時代に必ずなるということだと思いますので、そういったことを踏まえながら最終的ににぎわい、そして集客、それから町民の今まで欠けていた利便性を1日も早く回復をさせるということに全力を尽くしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。私も橋のデザインについて若干伺いたいと思います。日曜日のラジオで聞いた番組をもとに質問させていただきたいと思います。

日本全国スギダラケ倶楽部というのが、スギダラ倶楽部というみたいですが、若杉という方が今は代表を務めているようです。そこで取り組んだ大分県の何市だかちょっとあれですが、神崎橋という橋をこのクラブがかけたらしいです。神崎地区というのは、以前志津川がそうであったように、陸の孤島みたいな形で、そこの地区に行くには川を渡って、ちょうどからたちの木を逆さまに登るよりもそこに行くのが大変だというそういう例えになったような地区だそうです。

そこで、橋がかかるということだったんですけれども、単なる橋をかけるだけでは終わらせたくないということで、その橋がかかった後も橋に親しんでもらうために住民参加型で何かできないという発想があったそうです。

そこで、景観デザインを専門にしているデザイナーの南の雲と書いて南雲勝志さんという建築家の方がせっかくの林道を地元の木を生かせないかということで、ちょうど県の森林土木課の上村さんという方の呼びかけで地区住民を橋をきっかけに活性化をという願いのもと、

自治会とは別に全世帯で神崎地区にふるさとづくり協議会というものをつくったそうです。神崎を外に向かってアピールするというプロジェクトがスタートしたそうです。

そこで、どのように考えたかという、手すりに地元の杉を活用するというアイデアを採用したということです。鉄製の橋に木製の手すり、全国初というくらい珍しい鉄と木の相性もあるんでしょうけれども、これまで一緒に使うことはその時点で想定外だったらしいです。防腐処理など技術面と木材の見直しの気運、多分防腐処理ということで車の高級車のハンドルの塗装技術を応用したそうです。欄干に使う杉を自分たちで切って、地区の方たちがとりつけたということです。橋ができたから終わりじゃなくて、そこからスタートだという考えのもと、まず、橋を大事にする日を決めて、1年に1度は手すりを磨くなど感謝しているということです。そのような大分の神崎橋をヒントに、我が町でも中橋のデザインができたという新聞報道がありました。

そこで、そのようなある程度の物語性について質問というか、提言させていただきたいと思います。

デザインの橋は木製の部分の調達方法をお聞きしたいと思います。あとは、地域に親しまれる、あるいは慰霊の思いをどのように込めていくのかを伺いたいと思います。もし、慰霊の思いを込めた橋にするのであれば、乱暴な話かもしれませんが、この町で悲しくも、惜しくも犠牲になられた方、家族やその親族から杉の木の本を供出してもらい、その木を橋のどこかの部位に使ってもらう。例えば欄干、もしくは渡る部分でもいいでしょうけれども、それらの木ができれば誰からの供出なのか識別が可能ならばなおよいと思います。

慰霊の場としてはその橋の上に立って昨今動きの出そうな防災庁舎、もし保存されるようでしたら、それに向かって手を合わせるのもいいだろうし、あるいは防潮堤で海が見えるかどうかかわからないですけれども、海に向かって手を合わせるのもいいと思います。

ありきたりといったら失礼に当たるかもしれませんが、何らかの形で普通の慰霊碑ができると思いますが、それらに向かって手を合わせるのもいいかもしれませんが、橋を使つての礼拝というのもいいと思います。何らかの形で物語をある程度つくり、今回の災害や被害を後世に風化させることなく伝えることも大切だと思います。

もし、慰霊の思いを込めるのならば、神聖な橋としての、原則として、これは例えばなんですけれども、必ず靴を脱いで渡らなければいけないとあえて便利簡単な時代にくぎを刺すというわけではありませんけれども、ちょっとした面倒くささをつけ加えることによって、何らかの形で鎮魂への思いが、犠牲になられた方たち、残された方たちにとって伝わるのでは

ないでしょうか。

私はただ単に橋をかけるというのではなく、以上のような物語をつくれそうな、いや、物語をつくって橋をかけることも、心の復興にも橋がかかるのではないかと信じております。

今回の提案の橋のデザインに対して、そのコンセプトについて新聞では若干載っていましたが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それで、橋のデザインは鉄のパイプと地元産の杉を多用したいということですが、それらの調達方法というか、あとは復興の象徴ということも新聞に載っていました。慰霊の橋ということなので、その完成してからの物語性をどのように構築していくのか伺いたいと思います。

また、住民参加型として追悼の意味を兼ねるのであれば、被害に遭われた方たちも何らかの形でかかわれるのか、今後の進め方で何とかなるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大きく分けて2つの質問の要旨なのかなと受けとめました。

1つは中橋のストーリー性なり、あるいはその利活用の考え方等々の部分と、もう一つは部材、構造などの構造技術的な部分ということで、後段につきましては、担当課長に詳細を補っていただくということで、ストーリー性的な部分について若干答弁させていただきますが、まずこの橋は2つのアイデアがございまして、こちらに選んだというのが、もともとの中橋にできるだけ近いイメージであったということがポイントの1つであったわけでありまして。

それから、中橋をそもそも復活させたいねというような流れは当然町だけではなくて、町協を初めとする地域の方々がやはり親水性という部分を要望いたしまして、中橋をつくりながら上山の神社から保呂羽山に向けた1つの方向性をとった形で補っていくまちづくりがいいのではないかとということでございますので、大分のどこぞやの橋だったかも地域の方々が木を切って地域の方々が守ってきたということではありますが、中橋もほぼそれに近い形でここまでは来ているのかなと思っております。

木の調達という部分につきましては、これから具体になるんですけども、中橋以外にいろいろこれからまちづくりをしていく、建物をつくっていく上で、地元の木材が大量に使う時期が来るかもしれないということで、山林の山の担当の部署と前々からいろいろな話はしております、どこかそういう良質な町有林があればそこを前もって見繕っておいてくれという程度の話はしておりますが、実際に工事を迎えるときにそういう形になるかどうかは別として、できるだけ地元のという考え方でできております。いずれその橋をつくれば、大変変わった形でもあるわけですから、先ほどのまちなか再生計画で具現化する商店街とあわせて

当然多くの観光客にここにお出でをいただくということになりますので、その方々を誘客と
いいますか、誘客した方々をこの橋と商店街で交流人口の拡大にもつながるという期待感を
込めて整備をしていきますし、また維持管理についてもできれば町民みんなで大切にすると
いう気持ちを持ちながらやっていくというような方向で考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 私から橋梁の構造について若干ご説明させていただきます。

議案関係参考資料の18ページに橋梁の全体の一般図と簡単なパース図のほうを添付させてい
ただきました。構造につきましては、議員おっしゃるとおりパイプトラス橋という構造でし
て、力を持たせる部分については基本的には鋼鉄のパイプをトラス上に組み合わせていって、
それで構造体としては持たせる。ちょっとパースで見にくいかもしれないんですけども、
人が歩く部分、デッキの部分ですね、こちらについて2階層、下の部分と上の部分というこ
とで2階層になっておりまして、人が歩く部分のデッキ部分について木のデッキということ
で今考えております。

ご質問のありました木の部分の調達方法ということなんですけれども、こちらにつきましても、
今志津川の高台で木の伐採、ほぼ終わるんですが、まだ若干これから伐採する箇所があ
りまして、その木を必要分ストックしましてこちらのデッキ材に流用できないかというこ
とで、今森林組合さん初め、ちょっと木の専門家のところと相談させていただきながら、基
本的に高台で伐採した木、なかなかちょっと杉だと長期的な観点から腐食が進むというこ
とで、できれば杉ではなくて松をデッキ材として使えないかということで今調達方法とストッ
ク方法を検討しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀。

○6番（今野雄紀君） 長たらしい質問で済みません。答弁課長からありましたけれども、中橋
に近いイメージ、そして中橋から保呂羽山及び神社をあれするということなんですけれども、も
う少し住民参加型というか、私が言ったようにかかわったという実感の持てるようなつくり
方というのはできないのかどうかもう一度伺いたいと思います。

あと観光客の誘致、交流人口の拡大、いつも言われることなんですけれども、確かにそれは大切
なんです、交流人口の拡大も、日帰りに来てすぐとんぼ返りで帰るような交流人口なんで、
何らかの形で滞在型の交流人口を目指す必要もあるんじゃないかと思えます。

そこで、町民みんなで維持管理という答弁ありましたけれども、それもある程度住民がつく

る段階で深く自分たちで切ってきたとかあれば、なおよりよい形で維持管理ができるんじゃないかと思いますが、そののところをもう一回住民参加型でどのようにしてか橋をつくることできないか伺いたいと思います。

あと、部材については人の歩く部分を木質にということで、高台の伐採で出た松を主に使いたいという答弁ありましたけれども、杉でも私は費用はかかるかもしれないんですが、例えば伊勢の式年遷宮のように20年で張りかえるとかそういったような、予算の問題もあるんでしょうけれども、観光を目玉にそういうこともできるんじゃないかと思うんですが、そういったところも検討できないか再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 橋をつくる過程で町民の参加という部分になりますけれども、やはり1つ1つすべからく橋ができるまで町民が何らかのかかわりを持つというのは現実的には難しいと思いますので、いろいろな色柄をこれから決めていったりとか、そういう段階になると思いますけれども、そういった橋をつくる過程の中で意見を吸い上げたりというような方法はありますので、そこはこれから少し検討をしたいと思っております。

むしろつくるまでというよりも、私が先ほどみんなで守っていくと。つくった後も町民がみんなでかかわっていくということのほうが大切なのかなという思いで申し上げさせていただきました。

今回、何て言うんでしょう、二重橋といいますか、上の分と下の分と歩くところが2つになっていますけれども、あえてその下の部分にも歩けるようにしたというのは、親水性を持たせると。前の八幡川の水辺に近いようなイメージで歩けるようにと。できれば、その前にやっていた灯籠流しとか、さまざまな川を使った行事に町民の方々ここにお出でをいただくということも直接的に橋をつくるというかかわり方はないんですけど、つくった後にこの橋をみんなで大事に守っていくというかかわりを重要視したいなと私はそう思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 部材に杉も使えないかということだったんですけども、ここに必要とされる量が大体概算でわかりますので、その必要な松の量がどれぐらい確保できるか今現地を調査していますので、もちろん不足する分は一部分杉を修正材として加工しながら使っていくということも考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀。

○6番（今野雄紀君） 最後に伺いたいと思います。

私は隈さんのデザインを変えろというのではなく、デザインに対して何らかの形で部材等できないかという思いで質問しました。最後に町長に伺いたいんですけども、私がこういったアイデアっていうか、町民主体というか、遺族の人たちから1本ずつ何からの形で供出してもらって、そしてこの橋を慰霊のシンボルのような形にしたいというそのアイデアに対して何か一言ございましたら、それを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な橋の考え方が出てまいりましたので、これから具体的に進めていくわけでございますので、そこの中で今野議員がおっしゃったような形なのが可能なのかなのかということについては、これから検討してみないとなかなかわからない問題でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。2つお伺いします。

1つは、8ページと9ページにあります認可外保育施設の認可化移行総合支援事業とありますけれども、入谷東幼稚園の認可化ということのようですけれども、それで将来的に認定こども園にということのようですけれども、最近ですね、報道では政府で認定こども園に対する補助の仕方が少し変わってくるんじゃないかということで、認定こども園を目指していたんですけども、ちょっと二の足を踏んでいるところもあるというようなことをお聞きしましたんで、その点の影響があるのかどうかお伺いします。

それから、9款教育費なんですけれども、中学校に肢体不自由の方が入学するので施設の改修をするということですが、町内のほかの学校施設、あるいは公共施設で障害者向けの施設はどのような状況になっているかちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目の認定こども園の質問でございます。入谷東幼稚園につきましては、従来から認可外施設ということでございましたので、今回の新制度に移行するに当たっては影響は逆に認可外のままですと、国からの助成が一切受けられないというような状況になりますので、これにつきましてはやはり認可施設に移行しないと国からの助成は受けられないということがございますので、この点については逆に認可をとらなければならない、そういう状況にあるということとご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 教育費で今回は歌津中学校の肢体不自由児のために改修するん

ですけれども、そのほかの学校はどうなのかということなのですが、まず小学校を申し上げますと、伊里前小学校には多目的トイレは設置してございます。それから、入谷小学校にはエレベーターと多目的トイレを設置しております。志津川小学校には多目的トイレを設置してございます。現在建築中の戸倉小学校にはエレベーターと多目的トイレを設置する予定です。中学校でございますが、志津川中学校には多目的トイレを来年度設置する予定です。以上です。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 認定こども園に移行する際の国の施策の影響をもう一回伺います。

それから、学校施設なんですけれども、これからどのような障害のある人が入ってくるかわからないということでしょうけれども、ある程度例えば点字ですとか、そういう簡単なものでしたらすぐつくられるんじゃないかと思います。例えば今未就学児でこれから入ってくる子供たちが、ここに施設がないから、しょうがないから気仙沼へ行かなくちゃいけないとかということにもなりかねませんので、できるだけ地元で学びたいという人には地元にいられるような施設整備が必要だと思いますけれども、その計画とかがありましたら伺います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど申しましたように、従来から例えば認可を受けていた施設によって今回新たな制度で移行する場合に国からの助成制度によって不利益といたしますか、助成が少なくなるという場合はあるとは聞いています。ただし、本町におきましては、それは該当施設がございません。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 議員が言われるように障害を持っておられる児童生徒に関しましては、一般的には県立学校であります特別支援教育に通うのがこれまで通常でございましたが、その後教育の取り巻く環境が変わってまいりまして、そういう障害を持っておりましても地元の学校に通いたいという方に関しましては、地元でできるだけ施設整備をするという流れに変わってきております。

そんなことから、先ほど申しましたように小中学校でも少なくとも多目的トイレですとか、エレベーターをつけるようにという形になっておりますが、ただ今お話に出ました全盲の方に関しては、これはなかなか難しいです。学校に通ったとして、まず教える方が配置されなければならないですし、それから授業のカリキュラムもまた別だということで、全盲の方はその専門の施設に通っておられる方が多いです。

それから、聾もですね。聾に関しましては、ここ数年はこの町内にはおられません、難聴の児童生徒に関しましては、これは障害までいかないですから、これの関係の指導はしております。今申しましたように、今回多目的トイレですとか、手すりをつける関係で万全というわけではございませんけれども、町内の学校はとりあえずそういうような施設整備をしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 確かに障害のある方、いろんな障害ありますのでサポートするのは難しいかと思うんですけれども、いわゆるノーマライゼーションというものがずっと前から言われていますので、できるだけそういう受け入れ態勢をつくっていくべきだと思いますけれども、例えば普段通ってなくてもほかの地域からそういう障害を持った人たちが何かの関係で来るとか、そういうこともあると思いますので、できれば最低限のものを備えるべきではないかと思いますが、さっき言いました点字というのは比較的簡単につくれると思いますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 義務教育の小中学校ですから、さっき申しましたようにできるだけ地元の学校に通いたいという人にはその意向に沿いたいと対応しておるんですけれども、ただし義務教育というのはその人が行きたいところに行くというだけじゃなくて、いわゆる就学指導という第3者的な手続を踏まなければなりません。といいますのは、就学指導委員会というのはどこの市町村でも設置しております、これには専門家が入ります。例えば児童福祉士ですとか、それらの方々の意見も踏まえて、その対象の児童が行きたいところだけじゃなくて、何でその学校に行くのかという教育とは何ぞやということを考えなければならぬと思います。それで、その児童生徒に一番適切と思われる学校に就学指導するのが筋なものですから、その人が行きたいというところだけというわけにはまいりません。そんなこんなで、例えば点字とかに関しまして、そういう方がおられまして、町内の学校に通いたいとなれば、それはそれなりに早急な施設整備をする覚悟でございます。今後ともそういう考えで進めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければこれをもって討論を終結いたします。これより、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第1回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時42分 閉会